

非FIT非化石電源に係る認定 についての事業者説明資料補足 (リパワリング・持続可能性証明)

2024年2月13日

1. リパワリング設備の認定について

**2. 燃料の安定調達（持続可能性等）に係る
証跡の提出について**

発電事業者と需要家の非FIT再エネ証書の直接取引について

- 発電事業者との直接的な取引を通じて再エネ価値の取得を求める需要家の声の高まりを受けて、昨年、再エネ電源の維持・拡大に資する以下の場合に限り、発電事業者と需要家間の非FIT再エネ証書の直接取引を認めることとした。
 - ・新設非FIT電源 ⇒2022年度以降に営業運転開始となった非FIT電源
 - ・新設FIP電源 ⇒2022年度以降に営業運転開始となったFIP電源
 - ・FIT電源から移行したFIP電源
⇒2022年度以降に営業運転開始となったFIT電源がFIP電源に移行した場合
 - ・卒FIT電源
- その結果、こうした非FIT再エネ証書価値の発電事業者と需要家間の直接取引が急速に拡大している。
- こうした中で、再エネの更なる導入拡大に向けて、長期脱炭素電源オークション制度が整備され、既存電源の活用も含めた脱炭素電源への新規投資の後押しが進められており、既存の脱炭素電源の出力増強（リパワリング）や改良（リプレース）の動きも広がりがつつある。
- これらの取組は、再エネ電源の維持・拡大に資するものであることから、2022年度以降に出力増強や改良がなされた非FIT電源・FIP電源についても、発電事業者と需要家間の非FIT再エネ証書の直接取引を認めることとしてはどうか。

リパワリング設備の認定について

- 下記一定の要件を満たす場合にはリパワリング設備としての認定を受けることが可能です。
（2024年11月15日以降電源登録およびその後の電力量認定申請受付を開始いたします。）※1
- リパワリング設備の認定に係る認定手順については本資料の各種登録/申請手続きページを参照ください。

対象電源

太陽光、バイオマスを除くすべての非FIT非化石電源に係る認定対象設備かつ、リパワリングによる出力増強を行った設備。

申請条件

認定を受ける設備のリパワリング内容詳細（リパワリング前後の出力、リパワリング日等）について事務局へ公的な証跡を届け出ること。
例）発電事業変更届出、電気工作物変更届出書等

認定方法

- ① 非化石電源登録にて、既存設備IDに加え新規にリパワリング分設備IDを登録を実施。
- ② ①にて登録が完了した既存設備IDおよびリパワリング設備IDにて電力量認定申請を実施。
- ③ 電力量認定量について既存分とリパワリング増強分の出力比にて按分しそれぞれの設備IDの認定量を算出。なお、具体的な申請方法については次ページ以降を参照ください。

※1 複数回リパワリングを実施した場合には複数IDを登録ください。

リパワリング設備の認定について（非化石電源登録申請書作成）

- すでに発番されている既存設備IDに加え、新たにリパワリング設備IDを発行するため非化石電源登録を都度受け付けます。
- 申請書へ記載が必要な項目は下記です。通常の電源登録と一部項目の定義が異なるためご注意ください。

■ 登録時入力項目

- ・法人番号
- ・発電設備区分
- ・発電設備名
 - リパワリング設備IDの場合設備名の最後に **（リパワリング）** と追加ください
- ・設置者名
- ・申請日
 - 申請を実施した日を記入ください
- ・運転開始又は予定日
 - リパワリング設備IDの場合「**リパワリング日**」を記入ください
- ・設備の所在地
- ・発電出力
 - **リパワリング前後の差分出力**を記入ください※1

■ 添付書類

- ・認定を受ける設備のリパワリング内容詳細証跡（リパワリング前後の出力、リパワリング日等）※2

※1 1000kWの設備について1200kWへ容量が増加した場合、リパワリング設備IDの出力はその差分である「200kW」を記入ください。

※2 発電事業変更届出、電気工作物変更届出書等をご提示ください。

リパワリング設備の認定について（非化石電源登録申請書 アップロード完了後）

2025/2/13
更新

- リパワリング分設備IDを申請する場合、申請書アップロード完了後に非化石電源変更画面にて「リパワリング分」フラグのチェックと紐づけ先の既存設備IDの設定を実施ください。
- 上記変更完了後再度非化石電源変更画面を参照すると、下図赤枠の通り項目名が変化します。

HGDF003

非化石電源変更画面

メニュー

設備情報

☒ リパワリング分

リパワリング対象設備ID *

発電設備区分 *

発電設備名 *

増強分の出力(kW) *

リパワリング日 *

設備所在地（都道府県） *

有効期間開始年月

廃止

-

設備ID

設置者名 *

申請日 *

運転終了日

設備所在地（都道府県以降） *

有効期間終了年月

リパワリング設備の認定について（電力量認定）

- 申請の際に必要な項目は、通常設備の電力量認定同様に下記となります。
- リパワリング設備の場合、必ず既存設備IDとリパワリング設備IDを同一の電力量認定申請書内へ記入の上ご申請ください。※¹
- また、月間発電量について**既存分設備ID行へ当該設備の全量を記載し、リパワリング設備ID行へは「0」を記載**ください。

■ 申請時入力項目

- ・法人番号
- ・事業者区分
- ・受電地点特定番号
- ・設備ID
- ・報告年月 （報告時点での年月を入力下さい）
- ・対象年月 （※次ページに対象年月判定基準は記述します）
- ・月間発電量（kWh）：**既存分ID行へ記入**し、小数点以下は、小数第一位を四捨五入して申請下さい。
（一般送配電事業者より送付される「仕訳後の電力量のお知らせ」にある対象期間内の合計値を記入ください）
- ・再エネ指定有無区分
（有で申請した場合でも、再エネ指定「無」しか選択できない場合は「無」で認定します。）

※ 1 既存分・リパワリング分IDを同時に申請する場合、初回申請のみエラーが発生するため、事前に事務局へ当該設備の受電地点特定番号と既存分・リパワリング分設備IDをお知らせください

1. リパワリング設備の認定について

2. 持続可能性等証明に係る証跡の提出について

非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定における燃料の安定調達（持続可能性等）①

- 2024年3月22日に開催された第90回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会におきまして、FIT/FIP制度を参照し、非FITバイオマス認定においても燃料の安定調達（持続可能性等）の観点から、事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（※）へ準拠を求めることを基本とする方針となりました。

非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定における燃料の安定調達（持続可能性等）の確保①

令和6年3月第90回
制度検討作業部会資料

- 第84回本作業部会において、同一燃料種に対する扱いをできる限り統一化し、その際、FIT制度の対象燃料種についての非FIT非化石認定における追加的な負担を軽減する観点も踏まえる必要があることから、**FIT/FIP制度の対象燃料種となっている非FIT非化石電源に対する非化石価値の認定に際しては、FIT/FIP制度を参照することを基本**とした。
- FIT/FIP制度では、バイオマス発電に対して、認定基準の一つとして燃料の安定調達（持続可能性等）を確保することを求めている。
- 一方で、FIT制度の支援を受けない非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定においては、これまで燃料の安定調達（持続可能性等）の確保は要件としてこなかった。
- この点、燃料の安定調達（持続可能性等）が確保されない非FITバイオマス電源に対して、今後も非化石価値の認定（非化石証書の発行）が行われるとした場合、バイオマスの長期電源化に望ましくない影響を与えるおそれもある。
- 以上を踏まえ、今後、**非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定においても、燃料の安定調達（持続可能性等）の確保の観点から、事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（※）への準拠を求めることを基本**としてはどうか。

（※）資源エネルギー庁『事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）』第2章 適正な事業実施のために必要な措置 3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築

10

非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定における燃料の安定調達（持続可能性等）②

- 申請に係る詳細・スケジュールについては現在調整中ですが、対象電源/対象燃料は以下の通りです。非FITバイオマス電源に対する非化石価値認定における燃料の安定調達（持続可能性等）の証明開始時期は、2024年10月発電分以降（予定）を想定しています。
 - 対象電源：“調達期間/交付期間中のFIT混焼設備・FIP設備”を除く非FITバイオマス電源
 - ※調達期間/交付期間中のFIT混焼設備・FIP設備については再エネ特措法において燃料の安定調達（持続可能性等）が確保されているため、改めての証明は不要とする。
 - 対象燃料：
 - 【燃料区分B】間伐材等由来の木質バイオマス
 - 【燃料区分C】一般木質バイオマス
 - 【燃料区分G】農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（液体）
- なお、ライフサイクルGHGに関する証明については、FIT/FIP制度の経過措置期間終了後、非FIT非化石価値認定においても求める予定。
- 農産物（固形）の燃料の安定調達（持続可能性等）の確保の証明についてはFIT/FIP制度においても一定の猶予期間が設けられているため、非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定においても、認定事務局の対応に準備期間を要することを踏まえ、2025年2月発電分（2025年4月申請分）から要件化する想定です。

非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定における燃料の安定調達（持続可能性等）③

令和6年3月第90回
制度検討作業部会資料

【参考】非FIT非化石価値認定において燃料の安定調達（持続可能性等）の証明が求められる要件

- FIT/FIP制度に準じ、対象電源・燃料について、2024年10月発電分以降（予定）の非FITバイオマス電源に対する非化石認定の要件として、認定事務局に対して燃料の安定調達（持続可能性等）の証明が必要となる※1。
- なお、ライフサイクルGHGに関する証明については、FIT/FIP制度の経過措置期間終了後、非FIT非化石価値認定においても求める予定。

対象発電月	2024年10月発電分以降（予定）
対象電源	調達期間/交付期間中のFIT混焼設備・FIP設備を除く非FIT非化石電源
対象燃料	燃料区分B：間伐材等由来の木質バイオマス 燃料区分C：一般木質バイオマス 燃料区分G：農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（液体）
証跡提出時期	対象発電月以降における初回の電力量認定 時
証明方法※2	『事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）資源エネルギー庁』に則り証明すること。
その他条件※3,4	他事業者のバイオマス調達に著しく影響を及ぼすことなく調達すること等を約する誓約書を提出すること。

※1 原則、燃料の安定調達（持続可能性等）が証明ができたものについては【再エネ指定有】を選択できるものとし、証明できないものについては【再エネ指定無】でも認定不可となります。

※2 『事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）資源エネルギー庁』

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene//kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_biomass.pdf

※3 誓約書ダウンロードURL（別途記載予定）

※4 必要に応じて追加情報を提出いただく場合がございます。

非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定における燃料の安定調達（持続可能性等）④

- 認定において提出を求める予定の資料は以下の通りです。※今後変更となる可能性もあります。

燃料区分		調達元	申請時に提出する資料	様式
共通		国内外	燃料の安定調達（持続可能性等）誓約及び同意書 ・燃料の安定調達（持続可能性等）の確保の観点から、以下の内容を含む事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）の要求事項について遵守していることを約する誓約書を提出すること。	様式 1
			燃料調達及び使用計画 ・バイオマス発電に用いる燃料の区分、種類、量、調達事業者、調達地域、入手ルート（事業者名含む）等の調達計画及び当該燃料の使用計画を記載していること。（事業計画策定ガイドライン参照） ・現地燃料調達事業者等との長期安定的な燃料調達が担保されていること	・任意（事業者独自）フォーマット ・燃料安定調達契約書等の証跡
			他事業者のバイオマスの調達に著しく影響を及ぼすことなく調達する誓約書 ・当該計画が既存用途へ与える影響を最小限にするように努めることを誓約すること	様式 2
	木質バイオマス 共通 ・ B：間伐材等由来の木質バイオマス ・ C：一般木質バイオマス	国内外	バイオマスの由来を証明する書類	・『発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン』参照
	・ C：一般木質バイオマス	国外	持続可能性が証明された木材・木材製品を用いていることを証明する書類	・林野庁『木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン』参照 証跡例：本資料P21掲載
			輸入バイオマス燃料のトレーサビリティについて	様式 3
	G：農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（液体）	国外	第三者認証機関より持続可能性が認証されたことが確認できる書類	・任意フォーマット 証跡例：本資料P21掲載
		国内		

※各資料は対象発電月以降における初回電力量認定時、および調達ルート変更時等申請内容に変更が生じたタイミングに提出してください。

※国内木質バイオマスについて、調達予定先となる全ての都道府県林政部局（国有林の場合は森林管理局等）に対する事前の説明は非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定においては求めません。

(参考) FIT制度における持続可能性の確認方法

資源エネルギー庁
令和6年3月第90回
制度検討作業部会資料

【参考】FIT制度における持続可能性の確認方法

第13回 バイオマス持続可能性WG（2021年11月22日）
資料1より一部改

- FIT制度における持続可能性の確認方法は以下の通り。
- 持続可能性については、輸入木質バイオマス、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスに求められており、前者は合法性ガイドライン、後者はRSPO2013、RSPO2018、RSB、GGL又は ISCC Japan FIT 又は MSPOPart4-1,4-2,4-3を用いている。

FIT制度における持続可能性の確認方法

バイオマス種	事業計画策定ガイドラインにおける要求事項
国内森林に係る木質バイオマス	・ 調達予定先となる全ての都道府県林政部局（国有林の場合は森林管理局等）に対して事前の説明を行うこと。また、当該計画の妥当性について指導・助言を受けた場合、適切な措置を講じること。
輸入木質バイオマス	・ 加工・流通を行う取扱者から、持続可能性(合法性)が証明された木材・木材製品を用いることを証明する書類の交付を受け、事業実施期間にわたりその書類を保存するとともに、経済産業大臣の求めに応じて、提出できる状態としておくこと。
農産物の収穫に伴って生じるバイオマス	・ 主産物、副産物のいずれについても、バイオマス燃料の持続可能性（合法性）を確保し、第三者認証（RSPO2013、RSPO2018、RSB 又は GGL又は ISCC Japan FIT 又は MSPOPart4-1,4-2,4-3）により、持続可能性（合法性）が認証された書類の交付を受けること。 ・ また、燃料納入時に認証燃料であることを確認し、事業実施期間にわたりその書類を保存するとともに、経済産業大臣の求めに応じて、提出できるようにしておくこと。
メタン発酵ガス	・ 計画の自主策定
一般廃棄物、産業廃棄物	・ 廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業や廃棄物処理施設の許可
建設資材廃棄物	・ 木材資源リサイクル協会との事前調整

出典：事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電） 2023年10月改訂

13

(参考) 証跡例

資源エネルギー庁
令和元年10月第5回
バイオマス持続可能性
ワーキンググループ

(参考) RSPO認証における燃料の証明イメージ

11

- RSPO認証においては、発電事業者等への納入時に、納品書に①納品日②サプライチェーンモデル③販売数量④認証番号⑤固有の識別番号を記載することで、燃料がRSPO認証を受けていることを担保している。

XYZ 株式会社
〒XXX-XXXX
東京都港区新橋XX-XXXX

納品書

納品：No.000387XXXXX
発行日：2018/6/10

販売先会社名称・住所
販売者の名称・住所

件名：5月納品分請求書

ご担当：□□様

ABC株式会社
〒100-8931
東京都中央区霞が関XX-X

TEL：03-XXXX-XXXX
E-Mail：XX@ABCcompany.com

FAX：03-XXXX-XXXX
担当：○○

合計金額 XXXXX (税込)

下記の通り、納品致します。

No.	納品日	摘要	数量	単価	金額	備考
1	2018/5/10	パームステアリン RSPO-SG	2000 t	XXX	XXXXXXX	RSPO-SC0XXXXX, Lot.19567XXXX

納品日
サプライチェーンモデル
IP/SG/MB
販売数量
認証番号(例)
認証機関によって形式が異なります
固有の識別番号

支払条件：月末締め翌月末払い

小計	XXXXX
消費税	XXXXX
合計金額	XXXXX

燃料の安定調達（持続可能性等）に係る証跡の提出について

- 持続可能性の証明が求められる設備※¹について、**2024年10月発電分以降における初回電力量認定申請時まで**に各種証跡を提出ください。※²
- 証跡の提出については原則として非FIT非化石認定ポータル上で行い、下記のいずれかのタイミングにて実施ください。

■ 非化石電源登録申請時に実施の場合

- ・新たに非化石電源登録を実施する設備を対象とします。
- ・非化石電源申請書登録後に非化石電源変更画面にて、持続可能性証明証跡添付欄へ必要証跡をアップロードください。

■ 電力量認定申請時に実施の場合

- ・非化石電源登録を実施済みの設備※²、他制度にて設備IDを取得済みの設備※³、今後非化石電源登録を実施予定だが登録完了までに証跡が間に合わない設備を対象とします。
- ・2024年10月発電分以降における初回電力量認定申請時において、電力量認定申請書登録後に電力量認定変更画面にて、持続可能性証明証跡添付欄へ必要証跡をアップロードください。

※ 1 電力量認定申請において、バイオマス比率計算書やサンプリング証跡提出対象外設備の場合にも、持続可能性証明の対象となる燃料を使用している場合には、かならず持続可能性等証明に係る証跡の提出が必須となります。

※ 2 持続可能性証明の求められる設備について証跡提出が確認できない場合、再エネ指定有/なしどちらも認定不可となり、事後的に認定量の取り消しも実施する場合がございます。

※ 3 自方で非化石電源登録を実施していない設備の場合、他事業者にてすでに非化石電源登録を実施済みの場合は同様の扱いとなります。

※ 4 RPS制度、FIT制度、FIP制度等の他制度にて過去に認定を受け、当該制度においてすでに設備IDを取得済みの設備を指します。

燃料の安定調達（持続可能性等）に係る証跡の提出について （非化石電源登録時の場合）

- 非化石電源登録時、バイオマス設備の場合には非化石電源変更画面へ下図の通り「申請計画使用燃料一覧」および「持続可能性証跡」アップロード欄が表示されます。
- 持続可能性証明が求められる設備の場合、**証明の対象となる燃料がわかるよう申請計画使用燃料一覧へ燃料名を記載**ください。
- 「申請計画使用燃料一覧」「持続可能性証跡」とともに枠内の参照ボタンを押下の上必要資料を選択しアップロードを実行ください。※1※2

HGDF003 非化石電源変更画面 2024年10月28日 ログアウト

メニュー

有効期間開始年月 有効期間終了年月

廃止

燃料情報

申請計画使用燃料一覧

参照 (最大1GB)

燃料区分

☐ バイオマス燃料 (A～E,G区分)

☐ 化石燃料 (F区分)

☐ 非バイオマス非化石燃料 (X～Z区分)

FIT対象区分

☐ FIT対象

☐ FIT非対象

持続可能性証跡

参照 (最大1GB)

ステータス情報

審査ステータス *

登録日時 2024年10月24日

更新日時 2024年10月24日

認定結果理由

※1 非化石電源登録までに「持続可能性証跡」提出が間に合わない場合には次頁を参照ください

※2 誤った証跡をアップロードし削除が必要な場合には別途事務局までお問い合わせください

燃料の安定調達（持続可能性等）に係る証跡の提出について （電力量認定申請時）

- 持続可能性の証明が求められる設備について、非化石電源登録時に証跡提出が完了していない場合、**2024年10月発電分以降における初回電力量認定申請時まで**に各種証跡を提出ください。
- バイオマス設備の場合には電力量認定変更画面へ下図の通り「申請計画使用燃料一覧」および「持続可能性証跡」アップロード欄が表示されます。
- 枠内の参照ボタンを押下の上必要資料を選択しアップロードを実行ください。 ※ 1

The screenshot displays the '電力量認定変更画面' (Electricity Quantity Certification Change Screen) for user HGRN003, dated 2024年10月28日. The interface includes a 'ログアウト' (Logout) link. The main section is titled 'バイオマス等燃料比率情報' (Biomass and other fuel ratio information). It contains input fields for fuel ratios: 燃料区分A, 燃料区分B, 燃料区分C, 燃料区分D, 燃料区分E, 燃料区分G, 燃料区分F, 燃料区分X, 燃料区分Y, and 燃料区分Z. Below these is a '各燃料区分の合計値(%)' (Total value for each fuel category (%)) field showing 100.000. There are two main upload sections: 'バイオマス等比率計算書' (Biomass and other ratio calculation sheet) and '申請計画使用燃料一覧' (List of fuels used in the application plan), both with a '参照' (Reference) button and a '(最大1GB)' (Maximum 1GB) limit. A third section, '持続可能性証跡' (Sustainability evidence), is highlighted with a red box and also features a '参照' (Reference) button and a '(最大1GB)' (Maximum 1GB) limit. The '添付書類 (サンプリング結果等提出根拠)' (Attachments (Sampling results, etc. submission basis)) section is also visible with a '参照' (Reference) button and a '(最大1GB)' (Maximum 1GB) limit.

※ 1 誤った証跡をアップロードし削除が必要な場合には別途事務局までお問い合わせください